

新型インフルエンザ対策 水道事業継続計画

平成 21 年 5 月 19 日

重要施設である飲料水供給地点としての米田水源地において新型インフルエンザの蔓延に際し、水道事業を停滞させることなく事業を継続させるため、要員確保を含む行動計画を策定する。

■対象職場：高砂市水道事業所米田水源地

■対象職員：高砂市水道事業所職員及び米田水源地勤務経験者

浄水課職員 18 人（非常勤 1 名含む）

米田水源地勤務経験者 8 人

その他水道事業所職員

■一般対策：

- 1 厚生労働省の最新情報の収集や兵庫県及び高砂市対策本部の動向を注視する。
- 2 対象職員は自己の健康に留意し、感染防止対策に努める。
 - ① 外出に当っては人ごみをなるべく避け、致し方ない場合はマスクを着用する。
 - ② 手洗い、うがいの徹底を図る。
 - ③ 咳エチケットの徹底を図る。
 - ④ 免疫力低下を招くような不規則な生活習慣、暴飲暴食などは避け、普段から徒歩など継続した運動を行い、免疫力向上を図る。
- 3 対象職員が発熱や咳など、新型インフルエンザ感染と思しき場合は出勤を停止、すみやかに発熱相談センター（079-422-0006）に電話相談し、その指示に従う。
- 4 感染の恐れがある場合は加古川健康福祉事務所が電話などで健康調査を行い、保健所職員同行で指定医療機関において受診する。その結果は上司に報告する。医療機関での受診以外は外出を自粛し、蔓延を防ぐ努力をする。出勤に際しては医師の診断書を提出し、完治したことを示す。
- 5 家族に疑いが出た場合も同様で、安全が確認されるまで出勤は控える。その場合、毎日、検温などの健康チェックを行い、上司に報告する。
- 6 浄水処理過程で必要な薬品であるポリ塩化アルミニウム、次亜塩素酸ソーダ、苛性ソーダについては在庫を確認し、不足しないよう調達しておく。ただし、次亜塩素酸ソーダは分解しやすいため備蓄に向かないが、調達が困難になるような情勢であれば事前に購入し備蓄する。さらに自家発電用重油も同様である。

■流行時対策：

- 1 職場内においてもマスクを着用し、上述の感染防止対策に努める。
- 2 米田水源地勤務者において出勤者数が減少した場合は勤務可能人数を把握し、水源地勤務経験者や水道事業所他課職員に応援を求める。

3 2の状況になった場合、重要度に応じ優先事業を検討し、不要不急の業務の一時停止もやむをえず、事業を停滞させることがないよう安定供給に最低必要な業務を行う。

① 水質監視体制の維持

② 配水ポンプの運転状況把握（配水圧確認）

③ 取水ポンプの運転（第1取水、第2取水、第3取水、表流水） など

4 さらに勤務者が減少し、事業継続に不具合が発生する可能性が生じた場合には、早急に厚生労働省健康局水道課及び(社)日本水道協会に連絡する。

(連絡先)

厚生労働省健康局水道課	通 常	03-3595-2368 (ダイヤル)
	夜間・休日	090-2460-6993 (水道課緊急時用携帯電話)
(社)日本水道協会	通 常	03-264-2281
	夜間・休日	090-3209-0775

参 考：平成21年5月16日付事務連絡 厚生労働省健康局水道課

『新型インフルエンザに対する対応について』